

名称：「喜多方ラーメン」事件

拒絶審決取消請求事件

知的財産高等裁判所：平成21年(行ケ)第10433号、判決日：平成22年11月15日

判決：請求棄却

商標法：7条の2

キーワード：地域団体商標

[概要]

(争点)

本願商標がその指定役務に使用された結果、出願人である原告又はその構成員の業務に係る役務を表示するものとして、需要者との間に広く認識されているか否か。

(原告の主張)

地域団体商標の制度は地域振興等を目的として創設されたもので、3条2項の登録要件を緩和したものであるから、7条の2第1項にいう「使用された結果自己又はその構成員に係る商品又は役務を表示するものとして需要者との間に広く認識された」は、需要者において、当該商標が使用された商品ないし役務が、誰の業務に係るものか全く判然としないものではないという意味で、一定の団体又はその構成員の業務に係るものであることが広く認識されれば足り、当該商標から生産・提供される地域（産地）の識別ができる程度であれば十分であって、特定の者である出願人又はその構成員の業務に係る商品ないし役務に係るものであることまで広く認識されている必要はない。

[裁判所の判断]

① 7条の2第1項柱書で、「商標が使用された結果自己又はその構成員に係る商品又は役務を表示するものとして需要者との間に広く認識されている」ということが要求されるのは、地域の名称と商品ないし役務の名称等からなる文字商標である地域団体商標の登録をすると、構成員でない第三者による自由な商標の使用が制限されることになるので、かかる制限をしてまでも保護に値する程度にまで、出願人たる団体の信用が蓄積されている商標であるか否かを峻別するためであり、あるいは構成員でない第三者による便乗使用のおそれが生じ得る程度に、出願人たる団体の信用が蓄積されている商標であるか否かを峻別するためであると解することができる。

② 3条2項においては「何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」との要件、すなわち識別力を發揮できるまでの程度の要件を充たさなければならないのに対し、7条の2第1項柱書では、使用により「自己又はその構成員に係る商品又は役務を表示するものとして需要者との間に広く認識されている」との要件を充たすことを要件としており、後者の要件は前者の要件を緩やかにしたものと解するのが相当ということになる。

しかし、この要件緩和は、識別力の程度（需要者の広がりないし範囲と、質的なものすなわち認知度）についてのものであり、後者の登録要件について、需要者（及び取引者）からの当該商

標と特定の団体又はその構成員の業務に係る商品ないし役務との結び付きの認識の要件まで緩和したものではない。

この登録要件は法律の解釈上導かれるものであり、立法経過や立法趣旨にも反するものではない。

③各事情を総合勘案すると、原告又はその構成員が「喜多方ラーメン」の表示ないし名称を使用し、喜多方市内においてラーメンの提供を行うとともに、広告宣伝活動を積極的に行ってはいたとしても、喜多方市内のラーメン店の原告への加入状況や、原告の構成員でない者が喜多方市外で相当長期間にわたって「喜多方ラーメン」の表示ないし名称を含むラーメン店やラーメン店チェーンを展開・運営し、かつ「喜多方ラーメン」の文字を含む商標の登録を受けてこれを使用している点にもかんがみると、例えば福島県及びその隣接県に及ぶ程度の需要者の間において、本願商標が原告又はその構成員の業務に係る役務を表示するものとして、広く認識されているとまでいふことはできないというべきである。

④したがって、審決の判断に誤りはなく、原告の主張する取消理由は理由がない。

[コメント]

原告は、地域団体商標制度は3条2項の周知性の登録要件を緩和したこと、地域団体商標制度の法律導入に携わった弁護士等の意見を根拠に、「特定の者である出願人又はその構成員の業務に係る商品ないし役務に係るものであることまで広く認識されている必要はない」ことを主張したが、裁判所は7条の2第1項柱書の条文どおりに解釈して原告の主張を否定した。

なお、7条の2第1項柱書における周知性については、実際に使用している商標及び役務、使用開始時期、使用期間、使用地域、営業の規模（店舗数、営業地域、売上高等）、広告宣伝の方法及び回数、一般紙、雑誌等の掲載回数並びに他人の使用の有無等の事実を総合的に勘案して判断すべきであると判示している。